

大阪口腔インプラント研究会 倫理審査委員会規定

(設 置)

第1条 大阪口腔インプラント研究会（以下「当会」という）に医の倫理審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 この規定は、当会において人間を対象とした歯科医学の研究および医療行為（以下「研究等」という）が、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿い倫理的に配慮されているかを審査することを目的とする。

(任 務)

第3条 委員会は当会で行われる研究等に関し、実施責任者から申請された実施計画の内容について、倫理的、社会的観点から審査する。ただし審査に当たっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。

- 1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- 2) 研究等の対象となる者に理解を求める同意を得る方法
- 3) 研究などによって生ずる個人への不利益および危険性と歯科医学上の貢献の予測

(構 成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員長および委員をもって構成する。

- 1) (委員長) 会長もしくは会長が任命した者 1名
- 2) (委 員) 歯科医学関係者 若干名
- 3) (委 員) 法律関係者 1名
- 4) (委 員) 歯科医学関係者以外の者 1名
(患者の立場を代表する者)

(任 期)

第5条 委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議 事)

第6条 委員会の招集は必要に応じて委員長がこれを行う。
審査判定は次の各号に掲げる表示による行う

- 1) 承認
- 2) 条件付承認
- 3) 変更勧告
- 4) 不承認
- 5) 非該当

(申請手続きおよび判定の通知)

第7条 審査を受けようとする者は、所定の審査申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。また審査結果は審査後所定の審査結果通知書により申請者に通知する。

(実施計画の変更)

第8条 申請者は第6条による審査の判定を受けた実施計画等を変更しようとするときは、その実施計画の変更について委員会の承認を受けなければならない。

(再審査の申立て)

第9条 委員会の判定に異議がある申請者は、委員会に対して再審査の申立てをすることができる。申立ては、異議の根拠となる資料を添えて第6条の審査結果が交付された日の翌日から起算して30日以内に委員会に提出しなければならない。

附 則

- 1) この規定は平成22年9月15日から施行する
- 2) この規定の改廃は役員会の承認を要するものとする。